

千葉市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成24年 2月 3日

千葉市監査委員	宮 下 公 夫
同	宮 原 清 貴
同	山 浦 衛
同	橋 本 登

23千政行第416号
平成24年1月30日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 山浦 衛 様
同 橋本 登 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成20年度、平成21年度及び平成22年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成20年度包括外部監査

監査のテーマ：公の施設の管理及び指定管理者制度に係る財務事務の執行について

第2節 指定管理者制度を導入した個別施設に係る事項

第3 千葉市花見川区花島コミュニティセンターなど計35施設

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>2 庁用車の無償貸与と課税関係について （報告書P83）</p> <p>花島公園センターにおいては、指定管理者制度導入以前から使用されていた庁用車が定管理者に無償で貸与され、当該自動車保険は指定管理者が支払っているが、庁用車であることから、自動車税は非課税のままとされている。</p> <p>地方税法146条第1項においては、市所有の自動車は非課税とされているが、同法145条第3項においては、「自動車の所有者が次条第一項の規定によって自動車税を課することができない者である場合においては、第一項（筆者注：自動車税は所有者に課税される旨の規定）の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税を課する。但し、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。」と定められている。</p> <p>このことは、実質的使用者が市でない場合には、当該用途が公用又は公共の用に供するものでない場合には、当該使用者に課税されることを示している。</p> <p>これにより使用者である指定管理者が自動車税を課税されるとしても、結果として、当該費用は委託料により回収されるという考えもあるが、現行では当該用途が公用又は公共の用に供するものであることの認定を得ておらず、現行のあり方は上記地方税法の規定から見て許容できるものとは言えない。今後、庁用車の使用者が市でない場合には、公用又は公共の用に供するものであるかを千葉県との間で協議を行うことが必要である。</p>	<p>庁用車の無償貸与と課税関係について、花島公園センターにおいて指定管理者制度導入以前から使用されていた庁用車は、千葉県との協議の結果に基づき使用者を指定管理者に変更し、平成23年11月から指定管理者に自動車税が課税されるようになった。</p>

平成21年度包括外部監査

監査のテーマ：滞納債権に関する財務事務の執行について

第2章 各論

第2 市税

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 滞納整理事務でのマニュアルと事務の相違について（報告書P59）</p> <p>滞納整理事務について高額滞納整理室、中央区役所、緑区役所でヒアリングを行った結果、滞納整理事務マニュアルに記載されている事務手続と実際に行われている事務手続に差異があった。</p> <p>事務手続にマニュアルからの乖離が見られたのは、督促、催告、滞納整理調査事務、差押え及び処分停止である。</p> <p>督促の場合、督促状の打ち出しは本庁税務部納税管理課で行い、区役所が督促状を引取り、発送している。督促状の発送についてマニュアルには納税管理課収納係が「区役所に送付するための伺い」を作成して課長までの決裁を取ると規定されているが、実際には作成されていない。納税管理課収納係では別途「納税者等に送付するための伺い」の決裁を取っており、業務手順としても区役所に配布することがマニュアルに明記されている。そのため、「区役所に送付するための伺い」を別途作成・決裁するのは二重決裁となり、現状の業務手順は効率的であると判断できる。</p> <p>催告の場合、マニュアルには毎年滞納者全員を対象として、7月、11月、2月の年3回一斉催告書を発送すると規定されている。しかし、平成20年度においては、中央区は一斉催告の効果に疑義を感じていることや差押え等の滞納処分に専念するために、一斉催告は実施していない。平成21年度においては、一斉催告は全市で11月の1回のみ行う予定である。滞納者に対して、何度も文書で催告することの効果については議論のあるところであり、催告状自体には時効の中断効果もないことから現在の業務手順にも合理性はあると考える。</p> <p>基本的には業務はマニュアルに従って実施すべきであるが、上記の督促や催告の例にみられるように、環境の変化や滞納状況等の変化により効率的な事務を行うためにマニュアルと異なる手順で</p>	<p>滞納整理事務でのマニュアルと事務の相違については、実効性のあるマニュアルとするため、業務手順の整理等を行ったうえで平成23年3月に滞納整理事務マニュアルを全面的に改訂した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>業務を進めることはあり得ることである。その場合には必要に応じて、適宜マニュアルを変更すべきである。</p> <p>現在発生しているマニュアルと実際の業務の乖離について、その相異について分析し、最も合理的かつ効果的と思われる業務手順を策定して、その業務手順に応じて、マニュアルを改定ないし現行の業務手順を変更すべきである。場所により異なる手続を執った方が効率的であれば例外規定を設ける等により、実効性のあるマニュアルを整備すべきである。</p>	
<p>3 納付誓約について（報告書 P60）</p> <p>緑区役所でのサンプルテストの実施過程で、滞納者について分納が実施されているにもかかわらず納付誓約書が作成されていない事案があった。誓約書をとっていない理由を確認したところ、滞納者に対して、緑区が不動産を差押えた後、当該不動産の担保権を有する金融機関からの要請に基づき、当該金融機関を交えた滞納者との話し合いにより、借入金の返済計画の見直しや納税額の分納計画を実施したため、納税する意思が十分認められ、担当者は誓約書までとる必要はないと判断したとのことである。</p> <p>滞納整理事務マニュアルには分納を実施する場合には納付誓約書を作成する旨が記載されており、実際の事務がマニュアルから乖離している。このような、例外処理を実施する必要がある場合には、あらかじめ例外規程を設け、当該処理においては、経過の説明を含め、交渉記録について文書化し、責任者の決裁を残すべきである。</p>	<p>納付誓約については、平成23年3月に滞納整理事務マニュアルを改訂し口頭による誓約の例外規定を設け、その場合は必ず経緯を所属長に報告するとともに、交渉記録を滞納オンラインシステムに記録することとした。</p>

第3 国民健康保険料

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 延滞金の徴収について（報告書P78）</p> <p>「千葉市国民健康保険条例」第30条においては、国民健康保険料を滞納した場合、「千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」の規定により計算した延滞金額を加算して納付する旨規定されている。しかし、滞納処分を実施する場合</p>	<p>延滞金の徴収については、国民健康保険オンラインシステムの改修により、延滞金管理の機能を追加し、平成23年4月から、延滞金納付書を対象者に送付し、延滞金を徴収している。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>を除き、延滞金は徴収されていない。これは、保険料を計算する千葉市のコンピュータシステムに、延滞金を算定するプログラムが組み込まれていないことが影響しているものと思われる。なお、「千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例」第3条に規定されている延滞金の減額又は免除は、やむを得ない事情がある場合に限定されており、現在延滞金を徴収していないケースの多くは同条を適用したものではない。</p> <p>保険料を期限までに納付してもしなくても納付金額が変わらないのであれば、期日までに納付している者としていない者の間での不公平が生じる。また、ペナルティが無いことは、特段の理由も無い保険料滞納を助長することにもなりかねない。特段の理由も無い保険料滞納を減らすために、延滞金の徴収について検討することが必要である。</p>	
<p>2 滞納処分について</p> <p>ア 差押えの実施について（報告書 P78）</p> <p>悪質な滞納者に対応するため、滞納額50万円以上、資格証明書交付世帯及び非分納誓約世帯を対象に催告書の発送、財産調査、給与照会が実施されている。</p> <p>財産調査等の結果、差押えを実施したのは、美浜区において平成19年度5件、平成20年度1件のみであり、他の区では差押えは実施されていない。国民健康保険料は、家賃や公共料金、借金といった他の支払と比較して支払の優先順位が低くなる傾向がある。これらの事態を改善するためには、さらに滞納処分を強化して、差押え実施件数の増加を図ることが必要である。</p> <p>中央区において平成20年度の財産調査結果を確認したところ、滞納金額611,670円（平成20年11月17日現在）のある被保険者に対し、約2,100千円の預貯金残高があるにもかかわらず差押えを実施しておらず、またその理由も明確にされていない。合理的な理由なく保険料を滞納している者について、滞納金額を大幅に上回る預貯金残高があるにもかかわらず預貯金の差押えを実施しないのであれば、財産調査を実施す</p>	<p>差押えについては、平成21年度は市内全区で14件の実施であったが、平成22年度には108件実施し、滞納処分の強化及び差押え実施件数の増加を図った。</p> <p>また、平成23年9月に滞納整理に係るマニュアルを改訂し、滞納整理の進行管理及び差押えの実施時期について規定を追加した。</p> <p>なお、中央区及び花見川区で差押えが実施されていなかった事例のうち、中央区の事例については、平成22年3月に差押えを実施し、花見川区の事例については平成22年2月に分納誓約書が提出され、分割による収納を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>る意味が無いと言える。また、財産調査を実施した結果、差押えを実施しない場合には、実施しない理由を明確にし、記録として残し責任者の承認を得る必要があると考える。</p> <p>また、花見川区においても滞納金額449,370円（平成20年11月28日現在）のある被保険者に対し、約1,412千円の預貯金残高があるにもかかわらず差押えを実施していなかった。その理由は、同区において預貯金照会をかけた全ての銀行より回答を得たのが平成21年2月と遅く、年度内に滞納処分を実施することが困難であったためとのことである。差押えを実施するためには、必ずしもすべての銀行からの回答を待つ必要はなく、滞納処分実施のタイミングを考慮し適時に滞納処分を実施する必要があると考える。</p>	
<p>2 滞納処分について</p> <p>イ 差押えの対象について（報告書 P79）</p> <p>差押え対象財産は、債権や不動産、動産などが考えられるが、現在、千葉市の差押えの対象財産は預貯金の払戻請求権のみであり、他の債権や動産、不動産に対する差押えは実施されていない。他の政令指定都市においては、預貯金の他、給与や不動産、動産といった他の財産についても実施している例が見られる。</p> <p>千葉市においても、取立ての手数を配慮しつつ、預貯金以外の財産についても差押えの実施を検討すべきである。</p>	<p>差押えの対象については、平成21年度には預貯金以外に生命保険も対象として実施し、平成22年度には給与及び供託金、平成23年度には不動産についても実施した。</p>
<p>2 滞納処分について</p> <p>ウ 参加差押えと交付要求の検討（報告書 P79）</p> <p>平成20年度に実施したのは預貯金の差押え1件と、交付要求14件のみである。交付要求・参加差押えは、すでに他の行政機関の滞納処分や強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、その手続に参加して配当を受ける方法である。他の政令指定都市においては参加差押えと交付要求の実績は多く、千葉市においても積極的に活用していくことが望まれる。</p>	<p>参加差押えと交付要求の検討については、平成23年9月に滞納整理に係るマニュアルを改訂し、参加差押え及び交付要求の手続き等を規定した。</p> <p>また、交付要求については、平成21年度は13件の実施であったが、平成22年度については20件実施した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>3 納付組合について（報告書 P80）</p> <p>一部地域においては、納付組合方式による徴収方法が実施されている。これは、納付組合長が組合員から保険料をとりまとめて納付を行うものである。保険料を取りまとめて納付した組合に対しては、保険料の通知書及び納付書1通につき10円、納付期限内に納付した保険料額の100分の3以内の額を合算した金額が交付金として交付される（「千葉市国民健康保険料納付組合交付金に関する規則」第5条第2項）。平成20年度の交付金支給額は、約1,262千円であった。</p> <p>平成21年度については、世帯数が10世帯以下の納付組合が全体の半数を占めている。</p> <p>「千葉市国民健康保険料納付組合交付金に関する規則」第2条第1項第3項によれば、納付組合の定義は、「国民健康保険料の納付を自主的かつ組織的に行うため、納付義務者20人以上が一定の地域又は職域を単位として、任意に組織した組合で、組合員の保険料納付に関する事務を行うことを目的として、この規則で定める手続により市長に届け出たもの又は市長が特に認めたものをいう。」とされている。世帯平均人数等を考慮すると納付組合の中には納付義務者20人に満たない組合が存在することは明らかである。納付義務者20人以上という基準は、納付組合設立時における基準であるため、当該人数を下回ることになったことによって解散となるわけではない。しかし、納付組合による保険料納付を行う目的は、国民健康保険料の納付意欲の向上と容易かつ確実な納付を行うことである。現状の納付組合は、1組合当たりの受持世帯数も少なく、また徴収率も87.3%と他の収納方法に比べ特別に高くはなく、保険料の確実な納付につながっているとは言えない面がある。制度制定当初とは社会状況が大きく変化しており、納付組合による収納方法については、見直しを行う必要があると考える。</p>	<p>納付組合による収納方法については、平成22年度末をもって廃止した。</p>

平成22年度包括外部監査

監査のテーマ：外郭団体との契約等に関する財務事務の執行について

第2章 各論

第4 千葉都市モノレール株式会社との契約

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>1 事務費について（報告書 P171）</p> <p>H21年度では千葉都市モノレール電力管理システム更新工事委託などの契約で、事務費として契約金額の4.5%を会社に支払っている。会社に事務費を支払う理由として、本来は千葉市が行うべき業務を会社に委託し、会社で調達業務等の管理業務を実施しているため、会社で受託することによる追加の管理業務について支払っているとのことである。支払う根拠として、「維持管理の費用負担に関する協定書」の4.に「乙の事務費は、契約金額4.5%とし」と記載されており、この規定を適用し、契約書に事務費として契約額の4.5%を支払う旨の定めているとのことである。</p> <p>しかし、この協定書は「維持管理の費用負担に関する協定書」であり、施設の更新改良に関しては別途「施設の更新改良に関する協定書」があるが、こちらには事務費に関する記載はない。施設の改良及び更新に関する契約の事務費に関しては支払う根拠が弱いと考える。</p> <p>会社に事務費を支払う理由は、維持管理も設備の更新改良も同じであると考えられるので、設備の更新改良について事務費を支払うこと自体については問題があるとは思われない。ただし、施設の更新改良に関する協定書等を修正する等により、設備の更新改良についても、事務費を支払うことについての根拠を明確にすべきであると考え</p>	<p>設備の更新改良に係る事務費については、平成23年9月に千葉都市モノレール施設の更新改良に関する協定書に事務費に係る費用負担の規定を追加し、支払いの根拠を明確にした。</p>